



新潟県公報

令和2(2020)年
2月28日(金)
号 外
第 7 号

目 次

規 則

○建築士法施行細則の一部改正..... 1

告 示

○建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者..... 7

○建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者..... 9

規 則

新潟県規則第四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十八日

新潟県知事 福田 富一

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年新潟県規則第百三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第四条 法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請前六月以内に脱帽して上半身を正面から無背景で撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付した第一号書式による免許申請書に、次に掲げる書類(同条第四項第一号に該当する者及び同項第三号に該当する者のうち同項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者にあつては、第四号に掲げる書類を除く。)(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第十七条第一項の規定により知事に提出した同項第一号に掲げる書類又は同条第二項の規定により法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した書類に記載された内容が免許申請書に記載された内容と同一であるときは第三号に掲げる書類を、第十七条第一項の規定により知事に提出した同項第二号に掲げる書類又は同条第二項の規定により指定試験機関に提出した書</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第四条 法第四条第二項又は第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請前六月以内に脱帽して上半身を正面から無背景で撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付した第一号書式による免許申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</p> <p>を添え、これを知事に提出しなければならない。</p>

類が法第四条第四項第四号に該当する者であることを証するものであるときは第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のイ又はロに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書

ロ 法第四条第四項第三号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 法第四条第二項第一号に規定する建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項本文の免許申請書に、同項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

(規定の適用)

第十二条の三 法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関（以下「都道府県指定登録機関」という。）が同項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における第四条、第五条、第七条から第八条まで、第九条第五項、第十条及び前条の規定の適用については、これらの規定（第四条第一項を除く。）中「知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第四条第一項中「これを知事」とあるのは「これを都道府県指定登録機関（第十二条の三に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第五条第一項中「第二号書式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第七条の二第三項及び第八条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第十条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第四項の規定による届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十三条の九第一項の規定により前条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類

2 前項の場合において、法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に、

外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(規定の適用)

第十二条の三 法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関（以下「都道府県指定登録機関」という。）が同項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における第四条第一項、第五条、第七条から第八条まで、第九条第五項、第十条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、
、第五条第一項中「第二号書式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第七条の二第三項及び第八条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第十条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第四項の規定による届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十三条の九の規定により前条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類

の交付を受けた場合」と、前条第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示する」とあるのは「公示する」とする。

(指定登録機関への書類の交付)

第十三条の九 知事は、都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、都道府県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付する。

一・二 略

三 第二十六条第一項の規定による報告書の提出
同条第二項の添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と都道府県指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、都道府県指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを都道府県指定登録機関に交付する方法

(学科の試験の免除)

第十五条 知事は、学科の試験(他の都道府県知事が行つた学科の試験を含む

。) に合格した者については、

一、引き続き行われる次の四回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち二回(学科の試験

(他の都道府県知事が行つた学科の試験を含む。)に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験の建築設計製図(前条第一項に規定する建築設計製図をいう。)の試験を受けなかつた場合において、三回)の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、それぞれ学科の試験を免除する。

の交付を受けた場合」と、前条第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示する」とあるのは「公示する」とする。

(指定登録機関への書類の交付)

第十三条の九 知事は、都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、都道府県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付する。

一・二 略

三 第二十六条第一項の規定による報告書の提出
同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と都道府県指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、都道府県指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを都道府県指定登録機関に交付する方法

(学科の試験の免除)

第十五条 知事は、学科の試験(他の都道府県知事が行つた学科の試験を含む。次項において同じ。) に合格した者については、その申請により、

引き続き行われる次の二回の二級建築士試験又は木造建築士試験

に限り、それぞれ学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、二級建築士試験又は木造建築士試験(法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者にあつては第十七条第一項に規定する受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとし、指定試験機関が二級

(受験の申込み)

第十七条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に、法第十五条第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号及び第三号に掲げる書類を、同条第三号に該当する者にあつては第二号及び第三号に掲げる書類

を添え、

これを知事に提出しなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる書類

イ 法第十五条第一号 に該当する者にあつては、同号 に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

ロ 法第十五条第二号 に該当する者にあつては、同条第一号 に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二 法第四条第二項第一号に規定する建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

三 略

2 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第二十六条 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる書類並びに同条第一項の規定により提出された受験申込書を添えなければならない。

3 略

第一号書式を次のように改める。

建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者にあつては知事が別に定めるところにより行うものとする。

(受験の申込み)

第十七条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士等試験事務

を行うものを除く。)を受けよう

とする者は、受験申込書に、次に掲げる書類(法第十五条第一号に該当する者及び同条第三号に該当する者のうち同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる書類

イ 法第十五条第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

ロ 法第十五条第三号に該当する者にあつては、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

二 法第十四条第一号に規定する建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

三 略

2 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第二十六条 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、を添えなければならない。

3 略

第1号書式(第4条関係)

(表面)

二級建築士
木造建築士 免許申請書

栃木県収入証紙
貼付欄
(消印しないで
ください。)

私は、二級建築士
木造建築士の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

私は、この申請書の記載事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名 _____ (印)

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事
栃木県指定登録機関(名称) 様

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生		写 真 (縦4.5cm ×横3.5cm)
本籍 (都道府県名)		性別			
現住所					
合格通知日付	年 月 日	受験番号	号		
申請の区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務 <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>				
「1 学歴」 により申請する 場合のみ記入	学 校 名	学部及び学科の名称	入 学 及 び 卒 業 (修 了) の 年 月		
			年 月入学 年 月卒業(修了)		
			年 月入学 年 月卒業(修了)		
「2 学歴及 び実務」により 申請する場合 のみ記入	学 校 名	学部及び学科の名称	入 学 及 び 卒 業 (修 了) の 年 月	建 築 実 務 の 経 験 期 間 の 合 計	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)		
「3 実務」 により申請する 場合のみ記入	建 築 実 務 の 経 験 期 間 の 合 計		/		
	年 月				
「4 建築設 備士」により 申請する場合 のみ記入	登 録 番 号	登 録 年 月 日			
	号	年 月 日			
「5 建築士 法第4条第5 項」により申 請する場合の み記入	免 許 の 名 称	免 許 者 名	免 許 の 年 月 日		
			年 月 日		

(裏面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなつた日 年 月 日		
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し 罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなつた日 年 月 日		
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定 により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を 取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときは、その日 年 月 日		
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分 を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の 規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免 許を取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停 止の期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の 業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思 疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/>		
※ 登録番号		※ 登録年月日	年 月 日

備考 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

附 則

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格した者に対する改正後の第四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験（他の都道府県知事が行つた学科の試験を含む。）に合格した者に対する改正後の第十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

(建築課)

告 示

栃木県告示第百十六号

建築士法（昭和三十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のように定め、令和二年三月一日から適用する。

令和二年二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

一 次の表の(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了）した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百四十九号。以下「第七百四十九号告示」という。）の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百四十九号告示の第一の第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
	建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百五十号。以下「第七百五十号告示」という。）の第一の第一号又は第二号に規定する科目	二年
防衛省設置法（昭和三十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第七百四十九号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	/
	第七百四十九号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百四十九号告示の第一の第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	二年
	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百五十号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	三年

備考 (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例によ

るものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

一 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校	二年	第七百四十九号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	一年
	一年	第七百四十九号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百四十九号告示の第一の第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	
学校教育法による中学校又は義務教育学校	二年	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百五十号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	二年
	一年	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百五十号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	三年

備考 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

二 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	三年	第七百四十九号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目（第七百四十九号告示の第一の第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
	一年	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	二年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	三年	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	二年
	二年	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	三年

	(第七百五十号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	
一年	第七百五十号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目 (第七百五十号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	四年

備考 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

栃木県告示第百十七号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第二号の規定により、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のように定め、令和二年三月一日から適用し、建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者(平成二十年栃木県告示第六百八十二号)は、廃止する。

令和二年二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

一次の表の(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第七百五十三号。以下「第七百五十三号告示」という。)の第一の第一号又は第二号に規定する科目	
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は中等教育学校	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目(第七百五十三号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	一年

備考 (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

一次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
-----	-----	-----	-----

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	一年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	
学校教育法による中学校又は義務教育学校	二年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目(第七百五十三号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	一年
	一年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目(第七百五十三号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	二年

備考 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

二 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	一年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	
学校教育法による中学校又は義務教育学校	三年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目	
	二年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目(第七百五十三号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	一年
	一年	第七百五十三号告示の第一の第一号又は第二号に規定する科目(第七百五十三号告示の第一の第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	二年

備考 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(建築課)